

宿泊約款

第1条 適用範囲

1. 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

1. 当館に宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当館に申し出て頂きます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間分(3日を超える時は3日間)の基本宿泊料金を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じた時は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払の際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払い頂けない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。但し申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 宿泊契約締結の拒否

1. 当館は次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。

- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次にイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき
- (10) 宿泊しようとする者が、当館又は従業員に対し、暴力等の威圧的な要求をし、あるいは合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

第6条 宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払より前に宿泊客が宿泊契約を解除した時を除きます。）は、第18条別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあつて、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 当館の契約解除権

1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることが出来ないとき。
 - (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条 宿泊の登録

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所、職業及び宿泊人数合計
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日、出発予定時刻
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客より事前に以上の情報をご提供いただいた場合、旅館はそれらを求めない場合もある。
3. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条 客室の使用時間

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、到着日の午後3時から出発日の午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当館は前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過時間3時間（午後1時）までは、宿泊料金の4分の1（25%）
 - (2) 超過時間5時間（午後3時）までは、宿泊料金の2分の1（50%）
 - (3) 午後3時以降は、宿泊料金の全額（100%）

第10条 利用規則の遵守

1. 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条 営業時間

1. 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。
 - (1) フロント・キャッシャー等サービス時間
 - イ、門限 22時
 - ロ、フロントサービス 20時
 - (2) 飲食等（施設）サービス時間
 - イ、朝食 午前7時～午前9時
 - ロ、昼食 午前11時～午後2時
 - ハ、夕食 午後6時～午後8時
 - ニ、バー 午後8時～午後10時
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。 その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第12条 料金の支払い

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊者の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条 当館の責任

1. 当館は、宿泊契約及びこれらに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。
2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅行賠償責任保険に加入しております。

第14条 契約した客室の提供が出来ないときの取り扱い

1. 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料は支払いません。

第15条 寄託物等の取り扱い

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は10万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当館内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意及び過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当館はその損害を賠償します。

第16条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解した場合に限り責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡し致します。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携行品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

第17条 駐車場の責任

1. 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあつ

り、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 18 条 宿泊客の責任

1. 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償して頂きます。

別表第 1 宿泊料金の算定方法（第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係）

- ① 宿泊基本料金（室料+朝・夕食料）
- ② 割増料金 宿泊日が休前日並びに盆・年末年始・GW などの当館の定めた日
- ③ 追加飲食（朝・夕以外の飲食料）及びその他の利用料金
- ④ 消費税
- ⑤ 入湯税

別表第 2 違約金（第 6 条第 2 項関係）

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	2～5 日前
違約金	100%	100%	50%	20%

ご利用規則

旅館の公共性とお客様の安全かつ快適なご宿泊を確保するため、約款第 10 条に基づいて、下記の規則をお守り頂くこととなっております。この規則をお守り頂けない場合は、約款第 5 条により、ご宿泊の継続をお断りさせて頂く事もございます。

1. 客室を許可なしに宿泊及び飲食以外の目的にご使用にならないこと。
2. 館内に許可なしに飲食物を持ち込まれたり、または外部から出前をお取りにならないこと。
3. 館内又は客室でアイロン用、暖房用、炊事用等の電気器具や、火気の利用は禁止されておりますのでご了承ください。
4. ベッドの中、布団の中で喫煙されないこと。
5. 外来者を客室内に招いて諸設備及び諸物品を使用されないこと。
6. 館内及び客室内の備品をみだりに所定の場所から移動されないこと。
7. 館内及び客室内の器具・備品の現状を許可なしに変更したり手を加えないこと。
8. 館内及び客室に以下のものを、お持ち込みにならないこと。
 - イ. 愛玩の動物・鳥類等
 - ロ. 悪臭を発するもの
 - ハ. 常識的な量を超える物品
 - ニ. 許可書のない銃砲刃剣類
 - ホ. 火薬・揮発性液体・発火又は引火しやすいもの
 - ヘ. その他、他の宿泊客の安全を脅かす物件と認められるもの
9. 館内及び客室内で高声・放歌又は喧燥な行為で、他のお客様に不快感を与えたり迷惑をおかけにならないこと。
10. 館内及び客室で賭博や秩序良俗に反する行為をされないこと。
11. 館内で許可なしに他のお客様に広告物を配布したり、物品を販売したりされないこと。
12. 睡眠薬その他の薬物のご使用により、他のお客様及び当館に迷惑をおかけにならないこと。
13. 館内、客室及び営業施設以外の場所に許可なしに立ち入ったり、立ち入りを強要されないこと。
14. 他のお客様に不快感を与えたり、迷惑をおかけするような疾病をお持ちの方の宿泊はお断りさせて頂くことがあります。
15. 未成年者のみの宿泊は、特に保護者の許可のない限りお断りさせて頂きます。
16. 館内ホール等に所持品を放置されないこと。
17. 現金・貴金属等の貴重品は、客室金庫に保管されること。それ以外の場所での紛失については、当館は一切責任を負いかねます。
18. お忘れ物等は、遺失物として法令に基づいて、お取り扱いさせて頂きます。
19. お勘定は 3 日目ごとにお支払いくださること。3 日以内でも当館からの請求に従ってお支払いくださること。
20. 予定宿泊日を延長される場合には、それまでのお勘定を一旦お支払いくださること。
21. ご予約のない場合、又は宿泊当日のご予約は原則として前金を頂きます。
22. 客室からの電話には施設利用料を加算させて頂きますので、ご了承ください。
23. 館内、客室内の施設、家具等を破損された場合、相当額の弁償をして頂く場合がございます。
24. 館内食堂をご利用される場合は、客室の鍵をご提示ください。